

— 総説 —

子ども虐待問題の理解と我が国の動向

鈴木 昭

新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻福祉学分野

The current trends of the problem and understanding of child abuse and neglect in Japan

Akira Suzuki

Division of Social Welfare, Department of Oral Health and Welfare, Graduate School of Medical and Dental Sciences, Niigata University

平成 23 年 10 月 12 日受付 10 月 12 日受理

キーワード：子ども虐待，相談通告，ソーシャル キャピタル，福祉コミュニティ，要保護児童対策地域協議会

【緒 言】

かつて子どもの人権がなかった時代，虐待を受けていた少女を救出するために，動物虐待防止協会の助力を必要とした^{1), 2)}。少女も動物の一員であるから保護されるべきという理窟であった

今，子どもの人権が人口に膾炙し豊かな社会にあって，子ども虐待問題は公衆衛生，社会福祉両面から取り組まれているが，地球規模で大きな課題となっている³⁾。我が国では依然として新たな文明社会型子ども虐待^{4), 5), 6)}が増加し続けている。平成 22 年度子ども虐待の取扱件数は，児童相談所 55,152 件（速報値）にのぼっている。

「今日の私たちは、『次第にたちゆかなくなるかもしれない』という不安をいだいているような気がする。いったい何がたちゆかなくなるのか。自分の生活が，なのか。仕事が，なのか。人間関係や家族が，なのか。そのすべてに可能性がある。いまは大丈夫でも将来の生活も大丈夫なのかと問われれば確信はない⁷⁾。子育てを覆うこのような不安が，増大する子ども虐待の裾野の一端を形成しているのではないか⁸⁾。子ども虐待を惹起する要因は，社会経済状況や地域，家族の変貌の影響をうけ多岐にわたるが，その根底には子育てをめぐる不安，負担，孤立が横たわっている⁹⁾。子ども虐待の問題は古くて新しい問題である。「生活水準もあがり人権が尊重される時代に（子どもたちが），虐待の犠牲者になっているとすれば，それは医療，衛生，福祉関係者にとって，怠慢

といわざるを得ない¹⁰⁾」状況が続いている。

本稿では，コミュニティの問題として子ども虐待—子ども虐待をなくすまちづくりという観点から，子ども虐待の動向とその課題について，概観していくことにする。

【子ども虐待問題略史】

洋の東西を問わず，民話や童話には虐待や子殺しなど残酷な場面が多く登場する。子ども虐待のとらえ方は民族，時代，文化，制度等の規定を受けることから「歴史的にみると子ども虐待を明確に定義づけることは難しい¹¹⁾」が，「いつの時代でも，どの国においても，子どもはつねに虐げられてきた。殺害，餓死，人身売買，遺棄，放置，重労働，折檻，体罰」と¹²⁾。イギリスでは産業革命が起き，機械化，都市化が進むなか，児童労働を大量に出現させ一部工場法（1833 年。日本でも明治 30 年 = 1897 年に工場法が起草され 10 歳未満の幼児の使役は禁止されたが，工業の発達を妨げるとして成立は 44 年，実施は大正 5 年までもちこされた）や救貧法（1834 年）が成立するが，子どもの人権は無視されてきた。ロンドン貧民街を舞台に救貧院で暮らす子どもの過酷な運命は小説「オリバー・ツイスト」（チャールズ・ディケンズ，中村能美訳，新潮文庫）に詳しい。

欧米で子ども虐待の問題について人々に関心に向けさせた契機は，19 世紀後半 1874 年，アメリカにおける少女 Mary Ellen 事件であった。子どもの人権が認められ

ていなかった時代、養親からの虐待に気づいた近隣の人々は、エレンを救出するために少女も動物の一員であるとして、アメリカ動物虐待防止協会の創設者である Bergh H に助力を求めた。この事件を契機にアメリカで子ども虐待防止協会 New York Society for the Prevention of Cruelty to Children が創設された¹⁾。イギリスでは、滞米中にこのニューヨーク子ども虐待防止協会の広告に目をとめたイギリスの銀行家 Agnew T F が帰国後、リバプール児童虐待防止協会を設立し(1883年)、このことが契機となって1889年全国児童虐待防止協会 National Society for the Prevention of Cruelty to Children NSPCC が結成された^{13), 14)}。

我が国の子ども虐待は、「まず人身売買という形で現れ、日本書紀の7世紀にまでさかのぼる」¹⁵⁾が、鎌倉時代は、大飢饉もあり「山椒大夫の説話や室町の謡曲などにみえているように、貧困に原因した子女の人身売買が行われていた」¹⁶⁾。江戸時代中期以降、明治期に入るまでは間引きや捨て子が広く行われていた。「捨はるる親は闇から手を合わせ」は幕末の川柳である。幕府は鰥寡孤独存不能の窮民を救済する制度を設け、極力捨子の防止につとめているが、これらの救済は、血縁、地縁、特に五人組に求める、というものであった。

昭和初期は、世界大恐慌、東北、北海道の大凶作のあとを受け社会問題が多く発生した。例えば、昭和5年(1930年)の板橋岩坂地区貫い子殺し事件がある。この地区では以前から地域ぐるみで、養育費目当ての子殺しのうわさがあったが、この年、41件が発覚した。当時養育料は50円から100円であったが、貰った方では数日間は育てるが、栄養不良などの名目で「合法的」に殺してしまっていた¹⁷⁾。

「親子心中だけでも大正14年5月から昭和2年7月まで311件もあり、実子殺し、貰い子殺し、児童虐待、児童の欠食、農村子女の身売り、幼年工虐待等々があり、欠食児童は7年7月の全国推定で20万を超えていた。内務省の調査にあらわれた被虐待の恐れあるものだけでも、12,737人を数えたので、8年に14歳未満を児童とする児童虐待防止法(昭和8.4.1.法律第40号)が成立した。この旧児童虐待防止法が禁止または制限した子ども虐待は「軽業曲馬又ハ戸々ニ就キ若クハ道路ニ於イテ行ナフ諸芸ノ演出若クハ物品ノ販売其ノ他ノ業務及行為ニシテ児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘発スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ児童ヲ用フルコト(第7条)」というものであった。この社会が混乱し、絶対的に貧しい時代の虐待防止法は、終戦後新しく成立した児童福祉法(昭和22.12.12法律164号)第34条禁止行為¹⁸⁾として掲げられその名残りをとどめている。

子どもを取り巻く厳しい状況は戦後も続き、昭和23年(1948年)には新宿区の産婆夫婦が、103名の貰い子

をミルクを与えず餓死させていたという、寿産院事件が起きた¹⁹⁾。敗戦によりもたらされた社会の混乱と窮乏は、子どもに最もいたましい影響を与え、政府は当面浮浪児対策に力を投入しなければならなかったが、戦後他法に先駆けいち早く成立した児童福祉法は、要保護児童の保護のみを問題とする思想を超え、次代の社会の担い手である児童一般の健全な育成、福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律として出発した。

昭和の時代が進み、経済社会が豊かになる一方、人々を取り巻く環境の変化は人間疎外を生みだしていった。昭和45年(1970年)の「人間環境整備への指針」とする国民生活審議会の答申は、1960年代以降、都市化、工業化、情報化等の進展に伴って、人間をめぐる社会的環境は、急速に変化し人間の精神的な健康への脅威となる環境が醸成されてきているとして、1)物的な豊かさのなかの不満の増大、2)人間関係の希薄化に伴う孤立感の増大、3)経済社会の変化に適応しきれない不安感の増大、を指摘した²⁰⁾。このように子ども家庭福祉を取り巻く環境が急速に変貌していくなか、昭和40年代末にはコインロッカーベビー事件が起こるなど嬰兒殺しが頻発した^{21), 22)}。これらの事件は答申が強調した「人々の不満の高まり、孤立感・不安感の増大」が具体的脅威と化して噴出した社会事象であった、といえる。昭和45年、年国民審議会が描き出した人間をめぐる変化の速い巨大化した社会は、すでにこの時、後に内山がいう「怯えの時代」を胚胎していたといつてよいであろう。

この間の事情は、昭和33年以降継時的に実施されている国民生活世論調査²³⁾における「日常生活における悩みや不安を感じている者」の年次推移からも確認することができる。昭和33年には「悩みや不安を感じている者」の割合が31%で「感じていない者」69%の半数以下であったが、平成21年にはこの数字が見事に逆転し、70%が「悩みや不安を感じている」と回答している。国民の7割が日々悩みや不安を感じている「怯えの時代」の暮らしは、やはり尋常ではない。

平成22年度国民選好度調査²⁴⁾は、家庭、地域、職場、学校等の日常生活の様々な場面における孤立感の有無を尋ねているが、結果はそれぞれ家庭9.7%、地域12.3%、職場6.9%、学校1.6%と家庭や地域で1割前後の人々が日常孤立感をいだいていることを改めて浮き彫りにした。

「都市化・核家族化の進展は親に対する周囲からの子育て支援機能を弱体化させ、親の孤立化をもたらすこととなった。その結果、子育てに不安や負担感を感じる親が増加しており、このことが児童虐待増加の直接的・間接的な要因となっている」²⁵⁾。すでに述べてきた子ども虐待の裾野の形成である⁸⁾。

このように子ども虐待は特殊な家庭の問題ではなくな

り、子育て・ストレス・孤立があれば起こりうる、と子ども虐待の普遍化が多く指摘され^{26), 27), 28), 29)}、子ども虐待問題に対する社会的関心を喚起することになった。

【子ども虐待の定義と関連統計】

子ども虐待は、子どもの権利を侵害する最たる出来事であるが、子どもの人権が地球規模で認知されるようになったのは比較的最近のことである。その契機となったのが1989年国連における「子ども権利に関する条約」の採択であった³⁰⁾。条約に「締約国は、児童が父母、法定保護者または児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的扱いを含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置を採る」と明記されたことは、国際的に子ども虐待やネグレクトに関する理解が深まったことを示す画期的なことであった。現在、多くの国における子ども虐待に関する定義は1989年子ども権利条約にうたわれている「子どもの権利」を含意していると考えられ、我が国を含めて身体的、心理的、性的虐待、ネグレクトの4類型に大別整理されてきた。しかし実際は、子ども虐待のとらえ方はその国の文化、制度等に大きな影響を受け、国、州によって細部に立入ると異なってくる。このため各国の子ども虐待の実態は比較が困難で把握しづらい³¹⁾。Djeddah Cら^{31), 32), 33)}の各国の子

ども虐待に関する疫学的統計を表1に示した。子ども虐待の現況は国、研究者によって大きく異なっている。それぞれ研究デザインやデータの出所（病院、裁判所、児童保護当局等）、年次などが異なっているためでもある。子ども虐待について、有用、明快、妥当で人々に広く承認された定義はまだない³⁵⁾。このことに起因して子ども虐待の範囲やリスク要因、介入、防止活動等研究、政策の展開、対応の実践は多岐にわたり、何よりも虐待の疑われる場面に遭遇した人が通告すべきかどうか逡巡することになる。

maltreatment という用語は諸外国で一般的に用いられ身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトを包含し我が国における子ども虐待に相当する³⁶⁾。

1. 相談通告の国際比較

子ども虐待の相談通告に関する統計は、日本は厚生労働省業務報告例、アメリカは全米子ども虐待報告システム the National Child Abuse and Neglect Data System NCANDS、イギリスは要保護児童調査 child in need census により政府がそれぞれ自治体・州に報告を求めている。

アメリカでは、子ども虐待が疑われたときは自治体の子ども保護サービス機関（a child protective services CPS）に通告しなければならない。そして通告を受けたCPSは、虐待が起きているか、そのリスクに直面しているかを判断しスクリーニングする。このスクリーニングした判断の結果を disposition という。2009年度CPS

表1 子ども虐待率の国際比較

	年	虐待種別	虐待率
アメリカ ¹	1980	すべての虐待	18.1%
	1986	すべての虐待	32.8%
オーストラリア ¹	1993	性的虐待（男児）	19.0%
	1993	性的虐待（女児）	45.0%
フィンランド ¹	1994	性的虐待（男児）	3.0%
	1994	性的虐待（女児）	8.0%
オランダ ¹	1974	すべての虐待（男児）	18.9/100,000人
	1974	すべての虐待（女児）	19.3/100,000人
	1983	すべての虐待（男児）	67.4/100,000人
	1983	すべての虐待（女児）	74.3/100,000人
スウェーデン ¹	1971-1980	すべての虐待 / 死亡率	0.6/100,000人 / 年
アメリカ ²	1996	身体的虐待	5.7/1,000人
	1996	性的虐待	3.2/1,000人
日本 ³	2000	すべての虐待	1.54/1,000人
高所得国 ⁴	2009	身体的虐待	4～16%
	2009	ネグレクト、心理的虐待	10%
	2009	性的虐待（女児）	5～10%
	2009	性的虐待（男児）	～5%

1 Djeddah C³¹⁾

2 Emery R³²⁾

3 小林³³⁾

4 Gilbert R ら³⁾

表2 子ども虐待種別日英米新潟県比較

	日本 ¹⁾	%	イギリス ²⁾	%	USA ³⁾	%**	新潟県 ⁴⁾	%
総数	44211	100	44400*	100.0	870382	125.56	530	100
身体的虐待	17371	39.31	6300	14.18	123599	17.8	233	44
ネグレクト	15185	34.34	19300	43.46	543035	78.3	207	39.1
医療ネグレクト					16837	2.4		
心理的虐待	10305	23.3	12300	27.70	52532	7.6	70	13.2
性的虐待	1350	3.05	2500	5.63	65964	9.5	20	3.8
重複虐待			4000	9.00				
他の虐待					66487	9.6		
不明					1928			

*年間c p p作成数 **実数 693174 で構成比を計算

- 1) 厚生労働省：平成 21 年度社会福祉行政業務報告
- 2) Child In Need census March 2010
- 3) Child Maltreatment 2009
- 4) 新潟県における児童虐待の実態

への通告件数は 330 万件、このうち、CPS が disposition した件数は 2,569,547 件で、いわば通告のあった相談のうち 1 次判断で子ども虐待と振り分けられた相談通告率は、児童人口 1,000 人対 43.1 であった (Child Maltreatment 2009³⁷⁾)。このうち CPS が screened-in し実際に必要な対応 (a response) をした通告 (a report) は 61.9%、1,591,084 件に達していた。さらに精査して子ども虐待として同定し対応した件数が 693,174 件、同一人で他の虐待をカウントすると 870,382 件であった。このことについてさらにみていくと、年齢は 1 歳児がもっとも多く、その割合は 1 歳児 1,000 人あたり 20.6 であった。また、虐待の種別は (重複) ネグレクト 78.3%、身体的虐待 17.8%、性的虐待 7.6% となっていた。虐待死は全米で 1,770 人、死亡率は児童人口 100,000 人対 2.34 である。また、虐待者は実親が 84.7% であった (重複)。被虐待児の 87% は 3 人種あるいは少数民族で占められ、内訳はアフリカ系アメリカ人 22.3%、スペイン系アメリカ人 20.7%、白人 44.0% であった。表 2 は日本、イギリス、アメリカ、新潟県それぞれにおいて最終的に子ども虐待として認定され対応した (イギリスでは子ども保護計画 child protection plan 作成数) 件数における虐待種別の比較である。この結果、ネグレクトがアメリカ、イギリスで 78.3% 43.46% と高率であるのにくらべ、日本では 34.34% にとどまり、身体的虐待が 39.31% と最多であった。新潟県におけるネグレクトの割合が日本の平均に比べ高率である。アメリカで性的虐待が 9.6% と目を引くが、さらに医療ネグレクトを独立して計上している。

次にイギリスの子ども虐待をめぐる動向を Children in Need census³⁸⁾ を中心にみていく。イギリスでは、被虐待児を含む福祉課題全般を抱えている児童まで範囲を拡大し、地方自治体社会ケアサービス機関 Local Authority Social Services (全国 152 か所) に要保護児童として通告される。2009 年度調査では、援助を必要と

表3 要保護児童相談種別日英比較

日本 (09 報告例)		イギリス (09CIN census)	
総数	371800 100	総数	375800 100
障害相談	192082 51.7	子ども虐待	148300 39.5
養護相談	87596 23.6	家族機能の不全	59100 15.7
育成相談	51794 13.9	子どもの障害や病気	45000 12.0
非行相談	17690 4.8	急性ストレス下の家族	38500 10.2
保健相談	2835 0.8	養育者不在	13600 3.6
		親の障害や病気	12700 3.4
		行動	8000 2.1
		低収入	2500 0.7

する子どもたち children in need は、375,800 件に達し、要保護児童相談通告率は児童人口 1,000 人当り 34.1 であったが、Herefordshire 県 13.5、Haringey 県 89.5 と自治体によって大きな差がみられた。因みにこの報告件数を日本の児童相談所における全相談件数に相当するとみなすと我が国では 18.2 になる。相談主訴別にみていくとイギリスでは表 3 のように 148,300 件、39.5% が子ども虐待、家族の機能不全 59,100 件、子どもの障害や病気 45,000 件等であった。日本の全国児童相談所総相談件数 371,800 件と比較してみると日本では養護相談が 87,596 件、23.6%、この養護相談の 50.47%、44,211 件が子ども虐待相談通告であった。

表 4 は 2009 年度における日、英、米、新潟県間の子ども虐待の prevalence の比較である。英は 15 歳以下、他は 18 歳未満の数字である。それぞれ 2009 年各国における児童人口年央値をもとに筆者が子ども虐待の児童人口 1,000 対通告相談対応率を算出した。日、英、米、新潟県との間で 5.51 倍の開差が確認されたことになる。一方英国で 19 世紀末から子ども虐待防止活動を牽引してきた NSPCC³⁹⁾ が 2009 年度実施した全英規模の調査では、18-24 歳若年成人 (n = 1,761) の 25.3% が子ども時代に

表4 日英米新潟県虐待相談通告対応数の比較（2009年度）

	日本 ¹⁾	UK ²⁾	USA ³⁾	新潟県 ⁴⁾
総人口	127510000	61792000	305529237	2383650
18歳未満児童人口	18217000	11600000	59557447	380081
18歳未満通告相談対応件数	44211	37600	693174	805
18歳未満1000対通告相談対応率	2.42	3.24	11.63	2.11

1) 厚生労働省：平成21年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）

2) イギリスはイングランドのみ。人口、通告件数とも15歳未満 NSPCC:Child abuse and neglect in the UK Child abuse and neglect in the UK today.http://www.nspcc.org.uk/Inform/research/findings/child_abuse_neglect_research_PDF_wdf84181.pdf

3) U.S. Department of Health & Human Services Administration for Children and Families Administration on Children, Youth and Families Children's BureauChild: Maltreatment2009.

4) 新潟県児童家庭課

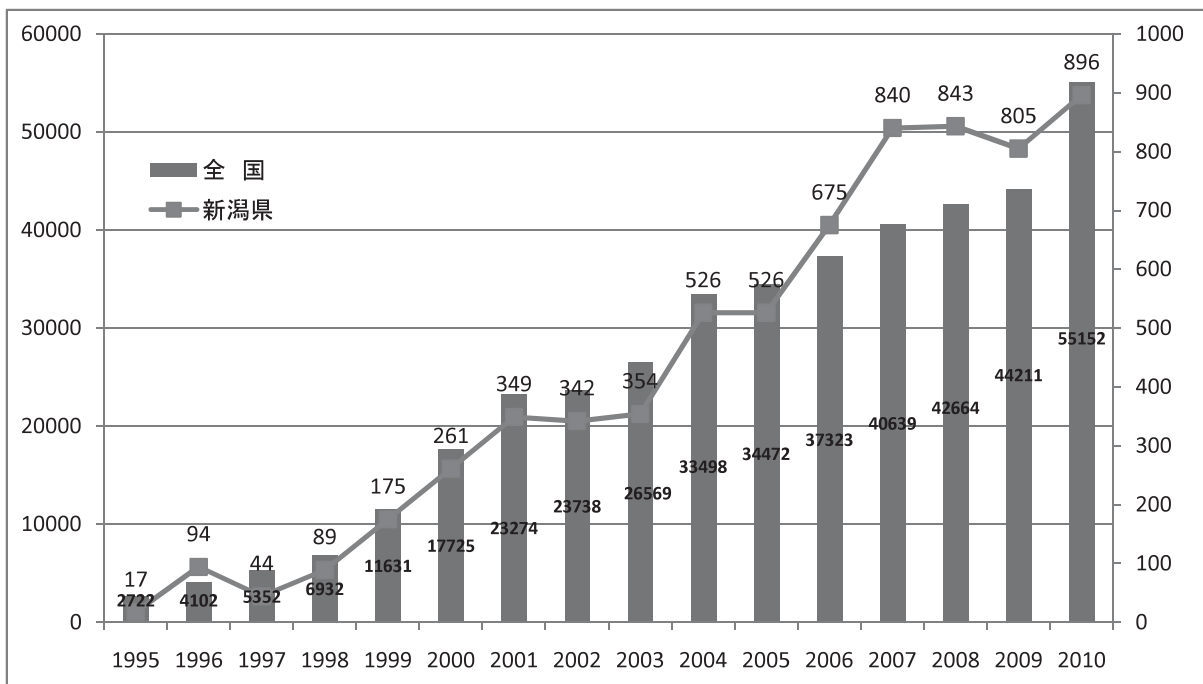


図1 子どもが虐待の通告相談対応件数の推移

重度の虐待を体験していたことが明らかにされた。子ども時代の虐待体験に関する調査は、日本ではみられないが、新潟県上越市次世代育成支援計画策定に関する市民ニーズ調査（平成21.6.）によると中学生本人（n = 403）が「家庭内でいままで自分は虐待を受けたことがあると思う」との回答が2.7%みられた。同市における5年前（16.1.）の調査（n = 中学生2,270）でも2.8%とほぼ一定であった。因みに同時に実施したし未就学児保護者（n = 797）の「子どもを虐待しているのではないかと思う」は、17.7%であった。

2. 増加の背景

改めてなぜ子ども虐待が増えているのか。子ども虐待の統計が集約・公表された1995年度に比し2010年度は

20倍を超えている。全国、新潟県における年次別推移を図1に示した。この間、2000年子ども虐待防止法制定、2004（市町村も相談窓口）、2007（立入調査の強化、保護者の面会・通信の制限）、2008（子育て支援事業等の法定化）、2011（親権の停止等）と児童福祉法等の改正が重ねられてきた。

新潟県は、子ども虐待防止法制定直後平成12、13年両年度における子ども虐待相談通告全530件について、ケースレベルで5児童相談所による調査分析を実施している⁴⁰⁾、⁴¹⁾。新潟県調査からみた子ども虐待の主な特徴を見ていくと1) 相談件数は、全国と同じ急勾配で増加している。2) 通告まで1年以上にわたり虐待を受けていた児童が193人、36.4%にのぼりこのうち発見まで3年以上の長期にわたり虐待を受けていた児童が87人に

達していた。3) 繰り返し虐待を受けている(4回以上繰り返され、それぞれの間隔が1カ月未満)児童が280人、52.8%と半数を超えていた。4) 虐待者の虐待に対する認識、態度では、主な虐待者である実父母318人(実父87人、実母231人)のうち134人、42.13%が虐待を認めていなかった。5) 一方、虐待を認め何らかの援助を求めている虐待者が実母では74人、32.03%と高率であった。

親に子どもへの自由な裁量権を認める社会では、子ども虐待はなくならない⁴²⁾といわれるが、そこには親子関係を取りまく家族・社会・環境の変動が強く影を落としている。

内田⁴³⁾は先にあげた児童相談所における虐待相談件数を虐待の「発見数」ととらえ、子ども1,000人あたりの発見率を算出して、発見率の上昇とともに、都市が地方より発見率が相対的に高いことを指摘し、虐待発見の動きが都市において活性化していく過程を虐待の都市化と呼んだ。因みに発見率の全国平均は、1990年度0.0456、96年度0.1858、02年度1.2166で年次を経るにしたがって大きく上昇していた。相談件数は、発生率の増加を意味するよりも「発見」された側面が強い、と結論付けている。そしてこの発見率の変動は虐待への関心の高まりの函数として読める側面が強い。一方、「虐待自体の増加要因も否定することができない」とする虐待の発生件数そのものが増加してきている、という認識もあり、子ども虐待の増加は、厚生労働省があげる1) 家庭・地域の養育力の低下、2) 児童虐待の認識の高まり⁴⁴⁾という両者の函数である、と考えるのが妥当といえる。

3. 歯科との関連

次に歯科と子ども虐待との関連を見ていくことにする。地域における歯科保健の取り組みは、東京都歯科医師会の被虐待児童の口腔内状況調査を嚆矢とするが⁴⁵⁾この調査からは、6歳未満児でう歯所有率は47.6%(n=170)と一般の20.93%に比べ2倍以上という結果が得られた。東京都歯科医師会は、調査結果を踏まえ歯科健診等の際、虐待の早期発見につなげることが可能であることから、「児童虐待防止区市町村ネットワーク事業(現行の要保護児童対策地域協議会)」に地区歯科医師会の参加を促し、地域の中で虐待発見のため連携体制を構築していくとした。新潟県歯科医師会は、児童相談所(一時保護所n=16)、児童養護施設入所児童(n=72)を対象に歯科健診を実施し、一時保護所入所児童は治療状況が悪く、乳歯及び永久歯1人平均未処置歯数は、一時保護所入所児が 2.69 ± 3.89 、施設入所児が 0.30 ± 0.88 であった。施設入所児は施設で管理されう歯治療状況は良好であった、と報告している⁴⁶⁾。三重県における要保護児童の調査⁴⁷⁾では、要保護児童はう歯の経験者率

が高く、う歯の処置率が低く、寝る前の歯磨きや手洗いなどの実施率が低いという結果であった。さらに児童相談所一時保護所の児童を対象に歯科保健の立場から児童の自尊感情の向上に取り組んだ富沢・佐野らの研究では、被虐待児は歯科を受診していない傾向にあるが、一時保護所退所時は、健康指南力の高まりとともに歯の大切さを肯定する割合が高くなり、歯科的関与が児童のセルフエスティームの向上に寄与することを明らかにしている⁴⁸⁾。被虐待児の健全育成に果たす歯科と児童福祉の連携協働を進める上でヒントを提供してくれる結果である。Becker DBらは、身体的虐待による受傷部位は頭頸部に60%と集中しており⁴⁹⁾、歯科医療は歯科ネグレクトを通じて子ども虐待を発見診断する好位置につけている⁵⁰⁾、としている。一方、歯科医療保健従事者の子ども虐待に関する理解は必ずしも十分でないが、歯科病院における子ども保護に関する基礎的プログラムの講義は、特に歯科ネグレクトを見つけるのに効果がある、との指摘がある⁵¹⁾。同様に診療所歯科衛生士は児童虐待や通告義務に関する知識が、保健関係歯科衛生士及び診療所歯科医師に比べ低いこれは卒前、卒後教育に関連する科目がないこと等による。地区歯科医師会の児童虐待に関する取り組みが重要な成果をあげている、という報告がある⁵²⁾。総じて歯科医療の立場から子ども虐待の発見と治療に寄与することについて都筑⁵³⁾は、臨床歯科法医学の観点から、歯の硬組織の損傷は不可逆性の変化であるという特殊性を有することから、子ども虐待の早期発見に有用である。1) 口腔顔面領域の非偶発的な損傷(正当な説明のない外傷、新旧外傷の混在、適切な治療が行われていない陳旧性の外傷)は、ハイリスクケースを疑う、2) 未処置の多発性う歯、未処置の明白な感染症はネグレクトケースを疑う、3) 児童健康診査において、歯科所見を含めた臨床所見から身体的虐待やネグレクト(マルトリートメント)を早期に発見し、子育て支援に移行できる、としている。

【子ども虐待相談通告後の支援・対応の問題】

「誤りは終局でなく、相談開始時に起きる」⁵⁴⁾。子どもが虐待のただなかにあるのに見逃す、虐待がないのに虐待として対応をする、2種類の誤りである。今、児童相談所は、難しく厳しい状況に置かれている。子ども虐待の相談は、情報が少なく不確かで変動しやすい通告から始まる⁵⁵⁾が、子ども虐待かどうか、子どもの安全は確保できるか、瞬時の判断を迫られ虐待の見過ごしは許されない、そういう社会の状況に立たされている。

2000年議員立法により新しく成立した児童虐待の防止等に関する法律は、元来『子どもの命を護る』ことを最優先にした法律であり、『子どもの命を救えなかつ

た』という結果を非常に嫌う『リスク回避的 risk averse な』な性格を有している⁵⁶⁾。平成 23 年度民法等の改正により親権の一部停止が創設された。これは医療ネグレクトから子どもを守ることを想定している。児童福祉法、児童虐待防止法は 2000 年法制定以降、数次の改正を重ねてきたが、その大きな流れは、子ども虐待の防止と子どもの安全確保の観点から親権を制約する方向であった。世界的にみていると、イギリスの児童法改正にみられるような親よりも子の利益を優先すべきであるとする意識の変化（例えば 1948 年児童法の家族の役割重視から 1975 年児童法の子の利益優先への軌道修正等があげられる）が浸透してきた潮流と符合する。

社会の変化とその要請に応えようとして児童相談所は対応を急いではいないか。例えば、子どもの安全確保を急ぐあまり、家族への十分な説明がないまま職権一時保護等の親子分離をすすめていないか。法的な due process はもとより、子どもや家族との関係性における「心理的適正手続き」を遵守しているか、瞬時の判断と迅速な対応が求められるがゆえにこのような振り返りと丁寧なそして精度の高いアセスメントに裏付けられた組織的な決定が児童相談所に求められている。親子分離の当該家族へ与える影響を考慮し、家族統合、家族の維持可能性を選択肢として追求していかなければならないなかで、児童相談所は「虐待の疑いはあるが確認の困難なケースで親と子が持つ権利・責任に配慮しながら親の虐待から子どもを守ることの難問」⁵⁷⁾に直面しているのである。

そうであればこの困難な状況を打開し、これからの子ども虐待通告相談の対応を考えていくときに、Munro E の次のような問題提起が大きな示唆を与えてくれないか。「さまざまなタイプの虐待について、専門家の間だけでなく、一般社会と合意できる定義のもとで動くこと。家族や子育てに関わるありとあらゆる問題について虐待として通報されることが望ましいのか、あるいは虐待と子育て困難という二つの概念に分けたほうが有効なのか」⁵⁸⁾。畠山⁵⁹⁾は初期対応において「子どもの安全を確保するために、子どもを家族から分離するだけでは、子どもの最善の利益を守ったことにはならない」と指摘している。「(児童相談所通所継続指導は) 家族維持より、措置のタイミングを待っている状態のケースも多くある」⁶⁰⁾という批判もでてきている。

「社会は子どもが家族と一緒に暮らせるように最大の努力をしなければならない」という家族観の強いアメリカでは、家庭から引き離された子どもたちが施設や里親の間を転々として安定した成長発達に資する環境にはないという反省から、1980 年、養子縁組と児童福祉法 the Adoption Assistance Child welfare Act of 1980 が成立した。この法律では、援助者は、子どもの家庭外措置を行う場合は、事前に親子分離を避けるための正当な努力

がなされたことを文書で裁判所に説明しなくてはならない、とされ、援助者は家庭が機能を回復し、維持できるようにきちんとした説明責任を果たす努力 (reasonable efforts) をする必要があると強調されている。先に子ども虐待の相談通告では、2重の意味で due process が求められると述べたのはこのような理由による。

イギリスの子ども虐待対応は、虐待死を回避できなかった消極的介入への批判と積極的介入による人権侵害への批判との間を揺れ動いている。前者には 1973 年 Maria Colwell 事件、1984 年の Jasmine・Beckford 事件、そして 2000 年には、24 種類の社会サービスを受けていたにも拘わらず 8 歳の少女 Victoria Climbié が叔母と叔母の同居人に虐待死された事件が、後者には 1987 年の Cleveland 事件等があげられる。いずれも多くの機関が関わっていながら虐待死を回避できなかったことについて、クリーブランド事件では、クリーブランド県の病院において性的虐待が前例のないほど高率に診断され、予防的介入が過剰介入として社会の注目を集め批判を浴びた。

我が国でも子ども虐待の対応を巡って多くの裁判例がある。対応過程のなかで十分な説明がないと、「病院が被疑者の行為を幼児虐待と捉える事により、被疑者に被害関係念慮まで起こす精神状態に追い込んだことであり、周囲の態度から保育園まで辞めざるをえなかったことで、被疑者と被害者の関係がより、社会から見えなくなっていったことである」というような事態を招いてしまう。「虐待する親を責めないで支援をしていく手法こそが大切」である⁶¹⁾。子ども虐待防止活動で忘れてならない指摘である。

これまでみてきた日、英、米 3 国とも子ども虐待の相談通告体制は mandatory system といえる。イギリスでは、クリンビー事件のあと、2004 年、児童法 Children Act が改正され、要保護児童 children in need の通告範囲が福祉全般にまで拡大されたが、逆に子ども虐待の実像を見えにくくし、子ども虐待アセスメントの精度も下がった、強制的な全国共通の通告システムは、統制がきつく地方自治体の主体性を生かせず social work の力をそぐことになる等の批判⁶²⁾があがった。Munro E は同様の例としてアメリカ、オーストラリアの全国共通の強制的通告システムをあげ、アメリカではその源流は Kempe CH⁶³⁾にまでさかのぼる、と指摘している。英国政府は、Munro E らの批判を受け入れ、2010 年秋に、地方自治体の裁量を認める通告システムの改正通知を发出している。

【子ども虐待の健全育成に及ぼす影響】

子ども虐待の子どもの健全育成に及ぼす影響について、非行と発達障害の 2 つに絞って見ていく。子ども虐

待は生涯にわたり子どもの心身そしてその人生に深刻な負の影響を及ぼす。のみならず次世代にまで持ち越す。虐待の世代間連鎖である。なによりも強調しておきたいことは次のことである。子ども時代を豊かに楽しく過ごすことは、その豊かな生きいきとした情景を生涯、楽しかった具体的な心の原風景として持ち続けることにつながる。このことが、私たちの生きる力の源泉となり、人生の羅針盤として大人になった私たちを守ってくれる⁶⁴⁾。子ども期 childhood は単に大人になる通過点などではなく大切な時代なのである。ところが子ども虐待は、この豊かなイメージを育む大切な子ども期 childhood を、生まれたときから根こそぎ奪ってしまう。だから虐待を受けた子どもは、以後の人生を多くの困難な課題を抱え生きづらいつらいつらを送らざる得なくなる。子ども虐待が社会にとって容認できない理由は、この一点にある。まさに「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす(児童虐待の防止等に関する法律第一条)」なのである。

その1つとして子ども虐待と非行の関連が指摘され、近年注目を集めている。子ども虐待の有効な支援には、司法との連携が大きな役割を果たすことが多いが、橋本は、司法における非行臨床の立場から虐待と非行のメカニズムを明らかにした⁶⁵⁾。子ども虐待とネグレクト誌は、2006年12月号に子ども虐待と非行・犯罪の特集を組んでいる。同じ号の巻頭言で斎藤は児童虐待と境界性パーソナリティと題して、嗜癖臨床(行為過程の addiction)の視点から「倦むことない繰り返しの治療により70%は、改善にいたる。それは身体障害者のリハビリテーションに似ている⁶⁶⁾と述べている。要は諦めないことである。虐待加害者の支援過程で境界性パーソナリティのエピソードを有する人たちと接する機会が少なくない。援助者にはこのような根気と覚悟、スキルが求められている。

杉山は被虐待児の示す臨床像の特徴から「第四の発達障害」としてとらえ、子どもと親への包括ケアを提唱している^{67), 68)}。福祉と医療の協働が一層進展することがのぞまれる。

【コミュニティの問題としての子ども虐待 —子ども虐待をなくすまちづくり】

1. 福祉コミュニティの形成と社会関係資本

子どもにとって受難が続く。子ども虐待の問題が照射していることはなにか。地域における人とのつながりが薄れてきた、この地域の変化と人間疎外は、国民生活審議会答申が昭和45年に指摘した時から始まっていた。子ども虐待のないまちづくりについて考えるとき、子ども虐待を地域社会の問題としてとらえ⁶⁹⁾、子ども虐待が登場してくる時代の推移をみていくと理解しやすい。

日本が高度経済成長に入った昭和40年代半ばからすでに社会関係資本 social capital が減り始め、社会は目減りした人と人とのつながりに直面しながら新しいコミュニティの機能を十分に構築しないまま「怯えの時代」を迎え今に至っている。ごく簡単に素描するところなる。

人とのつながりが薄れ切れかかったときに福祉ニーズが発生する。つながりが家庭のなかで切れた時に惹き起されるのが子ども虐待、DV・家庭内暴力や高齢者虐待であり、いずれもこれまで福祉が取り組んでこなかった新しい領域でしかも喫緊の課題である。

子ども虐待は近隣、社会からの孤立が大きな引き金になることはすでに明らかにされている^{70), 71)}。社会からの孤立を解消するために地域の側には、岡村のいう「疎外することなしに隣人として受容し、支持することと、近隣社会から疎外され、仲間はずれにされやすい特定少数者を対等の隣人として受容し、支持する」という「福祉コミュニティ」の機能を発揮していくことが求められる⁷²⁾。

このような文脈ですなわち子ども虐待の問題をコミュニティレベルで検討するときには1980年代前後にPutnam RD⁷³⁾、Bourdieu P⁷⁴⁾らに再発見された social capital 社会関係資本の概念が有効である。社会関係資本は、信頼、互惠・互酬性、規範からなる社会的ネットワークとそこに蓄積されてきた社会的資源を指す。パットナムは、物的資本や人的資本同様に「社会的接触も個人と集団の生産性に影響する」。「社会関係資本理論において中核となるアイデアは、社会的ネットワークが価値を持つ、ということにある。社会関係資本が指し示しているのは個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範である」。「社会的ネットワークは、われわれの人生のあらゆる点で重要である。援助の手や仲間、そして寄りかかって泣く肩を見つけるために重要である」と述べている。人は、「何を知っているかではなく誰を知っているか-資源のミクロ構造⁷⁵⁾を財産にして人生を送っているといえる。

社会関係資本は、地域における孤立感の解消に役立ち、住んでいる地域への帰属意識を高める。帰属意識は「私はこの地域に住み続けたい。ここは子育てにやさしいまちだ、困ったときには助けてくれるだろう」というようなコミュニティ感覚を伴う。Chavis Dら⁷⁶⁾は、この指標として1) ニーズの統合と充足、2) メンバーシップ、3) 影響力、4) 情緒的つながりの4領域からなる心理学的コミュニティ感覚尺度を作成している。

筆者が実施した相談行動とコミュニティ感覚に関連する調査では、高校生は大人に比べ、地域への帰属感が希薄で、不安を抱えていても相談しない割合が高率であることが確かめられた⁷⁷⁾。

社会関係資本論はソーシャルサポートモデルと協働してその力を発揮する。Jordan JG⁷⁸⁾は、英国では過去20年、社会的経済的格差が急激に進行した。このことは中でも子どもとその家庭に、養育力の低下、子どもの発達への負の影響など不利な状況をもたらした。地域の社会関係資本（文化資源や人と人との関係からなる）は、不平等と社会的排除により減少する。子ども家庭福祉は、地域コミュニティ内で得られるソーシャルサポートに大きく依存する。社会関係資本が減少しているコミュニティでそれを構築していくことは、子ども福祉の向上を図るのに公的な子ども保護サービスや家族サポートサービス、そして親の養育力と責任を高めることが必要であることを強調することよりも効果がある、と述べている。

Garbarino J⁷⁹⁾は子ども虐待の必要条件として、子どもにたいして暴力をふるうことを容易に正当化する家族文化と潜在的なサポートシステム、とりわけ近隣と地域におけるサポートシステムから家族が孤立している、ことの2つをあげている。続けてGarbarino Jは、ソーシャルサポートをうまく活用できずに失敗することは、虐待やネグレクトしやすい家族の間でよくみられることである、と述べ、Orford J⁸⁰⁾はコミュニティ心理学の立場から、結婚の崩壊や失業、転居等のストレスフル ライフ イベントがソーシャルサポートの喪失を随伴することを明らかにしている。

筆者らは裁判例にみる子ども虐待死過程の実証的研究から、虐待する家族について、これまでの生活体験に由来する公私にわたる相談援助サービスへの不信・相談意欲の減退から、要支援要素を多く抱えながら地域とのつながりが途絶え、相談援助サービスにアクセスしない/できないパワレスな状態のまま、虐待をエスカレートさせていく家族像を明らかにした⁷²⁾。

2. derised network とゆるやかなつながりの強さ

Garbarino J⁸¹⁾はシカゴ、イリノイ等77地区における調査から、虐待率を示す指標として地区の社会経済状況や人口統計的生活状況をあげている。そしてこの指標が同じ水準の地区であれば、虐待の高率な地区は、住民が組織化されていない、まとまりに欠ける地区であった、逆に虐待率の低い地区は住民のまとまりが強固な地区であった、と報告している。

Coulton CJら⁸²⁾は、子ども虐待に与える地域の影響に関する研究について文献学的レビューを行い、多くの研究が子ども虐待は、社会経済学的に不利な地区に多いとしているが、地域事情との相関は低いとする研究も少ないが存在する。従って地域の何が虐待にいたるストレスラーとしてあるいは支援要素として作用するかを説明する新たな経路を提供すべきであるとしている。一方、ネグレクトについては、他の子ども虐待の種別に比べて、

貧困等地域の構造的特徴と強く結びついている、と結論づけている。

家族支援の潜在的資源としての地域に焦点をあてた生態学的研究としてVisonTら⁸³⁾のオーストラリア西部シドニーの2地区における調査がある。この研究によると「子ども虐待率のより高い地区は、相対的に社会的ネットワーク間の結び付きに欠けていた」。子ども虐待の減少には、歴史的・自然発生的・地理的なネットワークとは区別される新しく創意工夫された機能的な子育て支援ネットワーク devised network が効果がある、と論じている。これらのネットワークでは多くの場合、サービス利用者、コーディネーター、サービス提供者、そしてサポートシステムが総動員され、「計画連携会議（ソーシャル ネットワーク会議）」が開催される。その1つにPowell DR⁸⁴⁾のA child and Family neighbourhood Program CFNP「子ども家族支援近隣プログラム」がある。CFNPプログラムは、1)子育てに関する情報と助言、2)情緒的支援、3)役割モデル、4)コミュニティ資源に関する情報とその活用法を提供する。Powell DRはCFNPの支援コンセプトは、専門家による社会的支援を動員しそれに頼ることよりも今、新しく関わっているコミュニティをネットワークする戦略的選択にある、と述べている。

このような事情に我が国の場合を準えると「計画連携会議」は、児童福祉法に規定されている要保護児童対策地域協議会（要対協）がその役割を果たしていることが分かるし、「子ども家族支援近隣プログラム」は、各地で展開されている子育て支援施設・機関そのものである。

要対協は平成22年4月1日現在、全国1,750市区町村のうち1,673か所95.6%に設置され、要対協を中核にした子ども虐待をなくすまちづくりの舞台装置は整いつつある。また、後者のCFNPと類似した機能を発揮している子育て支援施設には、例えば新潟市内における「にいつ子育て支援センター育ちの森」⁸⁵⁾、「子育て応援施設ドリームハウス」⁸⁶⁾などがある。「子育て応援施設ドリームハウス」は、施設に向くのに抵抗感をいだき引きこもりがちな家庭へのアウトリーチ型「聴く、訪問事業」を開始している。ニーズがサービスを開発する典型例である。

市民レベルあるいは当事者が中心になり展開されているこのような活動は、子育てに関する地域の文化や人的支援の社会関係資本を改めて構築すること、換言すると目減りし続ける子育てにおける地域の財産をもう一度ためていく営為といえる。

これまでの地域を土台にしながらこのような新しい、ゆるやかな人のつながりを形成する取り組みは、子ども虐待のないまちづくりをすすめるうえで大きな推進力になる。人とのつながりが切れ深刻な事態に直面し人を求めてやまない半面、付き合いを煩わしく感じてしまう、と

いう今の社会がかかえている両義性を解消するためには、地理的な近隣のつながりに加えて、共通する子育てというテーマで集まりゆるやかにつながるアソシエーション型地域福祉とのコンビネーションは、大きな魅力となる。地理的な「隣人」に必ずしもこだわらず、個々の生活事情については、匿名性を保ちながら参加できる自宅から離れた子育てサークルなどの「新しい隣人」とのつながりを築いていく取り組みは、Vison T の devised network や Powell DR のいう neighborhood program に通ずる。子ども虐待のないまちづくりすなわち福祉コミュニティの形成を推進していくためには、従来の地理的近隣のコミュニティ機能の凝集性を高めることに加え、devised network を構築していくことが今後いっそう求められるものと考えられる。そしてこのときに重要な役割を果たしていく工夫が、緩やかなつながりをもたらす敷居の低さである。参加しやすい雰囲気をつくりだし、参加者をエンパワーしていく、そういう緩やかなつながりの強さである。グラノヴェーターの提唱した「弱い紐帯の強さ」の発揮である^{87), 88)}。

グラノヴェーターの「ミクロとマクロを連結させると、パラドクスが立ち現われる。弱い紐帯は、疎外を生み出す元凶とみなされることが多かったが、個人が機会を手に入れるうえで、またその個人がコミュニティに統合されるうえで、不可欠のものとする。一方、強い紐帯は、局所的に凝集した部分を生み出すがゆえに、全体を見渡せば断片化をもたらしていると言えるのである」の「弱い紐帯の強さ」論は、地域活動の大きな理論的支柱となる。

子ども虐待者は、他の生活課題を抱えていても相談やサービスにアクセスしない場合がよくみられる。事業やサービスへの敷居を低くしてアクセスしやすいように配慮していくことは、子ども虐待の拡大深化と防止に決定的な意味を持つ。

ダロ⁸⁹⁾は、「親が養育するときに適切な援助が得られ、地域が家族を支援するようにつくられていけば、子ども虐待は減る」とし、「この目標を達成するために新しく親になったすべてを対象に、家族のニーズに合わせて普遍的な支援システムを提供すること、そして同時に重要なのは、地域の状況に応じて家族どうしがより強い結び付きをもち、相互扶助の感覚のある地域をつくっていくこと」と強調している。これまで述べてきた社会関係資本論・コミュニティ感覚論と通底する議論である。

Harriet I M³⁴⁾は、子ども虐待とその関連障害の防止に効果のあるプログラムについて検証し、家庭訪問事業等あまり効果が確認されなかったなかで、Early Start Programme, Nuse-Family Partnership は RCT の研究手法により厳密に効果が認められた数少ない取り組みの一つであったと評価している。我が国では、子育て

支援事業として法定化され新しく始まった「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」がこれらに近い。因みに「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」はそれぞれ全国 1,750 市区町村中、89.2%、59.5%に達している（平成 22 年 7 月 1 日現在）。これらの事業は、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチをつなぐ可能性を秘めている。量的取り組みに加えて質のいっそうの充実が求められている。

【おわりに】

子ども虐待の防止活動は、福祉、教育、司法、保健、医療、警察、労働等あらゆる分野が総力をあげて取り組まなければ解決が難しい。この要の役割を果たすのが先にあげた法定の連携会議である要保護児童対策地域協議会である。筆者⁷⁸⁾は、要対協を中核とした子ども虐待防止活動を福祉コミュニティ形成の過程としてとらえ、各都道府県中央児童相談所、政令市児童相談所を対象にそれぞれの管内における要対協の運営状況と設置後の地域の変化を尋ねた。この結果次のことが明らかになった。まず要対協の運営については、人口規模、経過年数に左右されず実務者会議の開催頻度が高いほど虐待防止の機運が醸成されてきているが、3層構造の1つである代表者会議は機能していないとする回答が多く見られた。次に地域の変化では、会議に参加する機関のメンバーは成長したが機関そのものは、以前と変化がないこと、また、連携はすすんだが、そのことが直接子ども虐待の早期発見にはつながらないなどの地域における課題が明らかになった。

Hobbs C⁹⁰⁾は、過去 20 年間にイギリスの子ども保護システムは発展したが、拡大する子ども虐待に歯止めをかけるまでにいたっていない。Victoria Climbié 事件のような重篤な虐待事件がいまだに続発し、子ども虐待をめぐる深刻な事態は一向に改善されていない。子ども虐待を隠し否認し続ける状態が今でも続いている、と警鐘を鳴らしている。このことは、子ども虐待防止に向けた我が国の課題でもある。

【文 献】

- 1) Brissett-Chapman Sheryl: Child Abuse and Neglect: Direct Practice. Encyclopedia of Social Work 19th ed, P354, NASW Press, Washington DC, 1995.
- 2) ジーン・レンボイツ, 沢村灌水 久保絃章訳: 幼児虐待原因と予防. P iv - v, 星和書店, 東京, 1977.
- 3) Gilbert R, Windom CS, Browne K, fergusson

- D,Webb E,Janson S:Burden and consequences of child maltreatment in high-income countries. www.the lancet.com.373:68-81,2009.
- 4) 才村純：子ども虐待ソーシャルワーク論 制度と実践への考察. 有斐閣, 2005.
 - 5) 鈴木敦子：保健婦・助産婦活動と子ども虐待. 保健の科学 41：588-592, 1999.
 - 6) 池田由子：児童虐待ゆがんだ親子関係. 14版, p9, 中央公論新社, 東京, 2002.
 - 7) 内山節：怯えの時代. p19, 新潮選書, 東京, 2009.
 - 8) 鈴木昭：「虐待をめぐって」行政の立場から－児童虐待相談をとおして－. 平成16年度 日医生涯教育講座, 平成16年11月14日.
 - 9) 村松敦子：巻頭言宮城大会を開催して. 子どもの虐待とネグレクト 19：3-5, 2007.
 - 10) 池田由子：児童虐待の問題について. 精神医学, 19：p915, 1977.
 - 11) 池田由子：同掲書：p900. 1977.
 - 12) ジーン・レンボイツ, 沢村灌水 久保絃章訳：幼児虐待原因と予防. P iii, 星和書店, 東京, 1977.
 - 13) 田邊泰美：児童虐待防止ソーシャルワークの成立過程. イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク, p 45-56, 明石書店, 東京, 2006.
 - 14) NSPCC: History of the NSPCC. https://www.nspcc.org.uk/what-we-do/about-the-nspcc/history-of-NSPCC/history-of-the-nspcc_wda72240.html
 - 15) 池田由子：児童虐待ゆがんだ親子関係. 14版, p13, 中央公論新社, 東京, 2002.)
 - 16) 厚生省児童：児童福祉10年の歩み. p3, 昭和34年
 - 17) 奈良本辰也監修：読める年表 激動の大正 昭和. p49, 自由国民社, 東京, 2011.)
 - 18) 厚生省児童家庭局編：最新児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 拇指保健法精神薄弱者福祉法の解説. p 216-227, 時事通信社, 1988.
 - 19) 奈良本辰也監修：読める年表 激動の大正 昭和. P90, 自由国民社, 東京, 2011.
 - 20) 国民生活審議会：第1部基本目標と課題 第1章新しい環境問題 第2節社会的環境の変化. 成長発展する経済社会のもとでの健全な国民生活を確保する方策に関する答申（人間環境整備への指針）, 昭和45年11月19日.
 - 21) 立花隆：子殺しの未来学. P110-124, 文芸春秋1月号, 昭和48年.)
 - 22) 最高裁判所〔編〕：殺人（嬰兒殺）死体遺棄保護事件において少年を保護観察に付した事例. 家庭裁判月報 26巻1号77頁, 昭和50年.
 - 23) 内閣府：国民生活に関する世論調査. <http://www8.cao.go.jp/survey/index-ko.html>
 - 24) 内閣府：平成22年度国民選好度調査. 平成23年7月.
 - 25) 才村純：子ども虐待対応の手引き. 日本子ども家庭総合研究所編, 2000, 有斐閣.
 - 26) 才村純：巻頭言児童虐待防止の取組み10年を検証する. 母子保健情報, 50：p5, 母子愛育会, 2005.
 - 27) 村松敦子：巻頭言宮城大会を開催して. 子どもの虐待とネグレクト 19：p3, 2007.
 - 28) 但馬直子：わが国における児童虐待の現状及び児童虐待防止対策. 母子保健情報, 50：p7, 母子愛育会, 2005.
 - 29) 健やか親子21検討会：第2章主要課題第4節 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減. 健やか親子21検討会報告書－母子保健の2010年までの国民運動計画－. 平成12年11月.
 - 30) Reading R, Goldhagen J, Harwin J, Masson J, Parton N, Pais M S,Thobun J,Webb E:Promotion of children's rights and prevention of child maltreatment. WWW. the lancetcom 373: p332-342, 2009.
 - 31) Djeddah C, Paola F, Ranzato C, Romer C: Child abuse: current problems and key public health challenges. Social Science & Medicine, 51: p905-915, 2000.
 - 32) Emery RE, Laumann-Billings L: An overview of the nature, cause, and consequences of abusive family relationships Toward differentiating maltreatment and violence. American Psychologist, 53: 121-135, 1998.
 - 33) 小林登（主任研究者）：平成13年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）児童虐待および対策の実態把握に関する研究 総括研究報告書 児童虐待全国実態調査 1. 虐待発生と対応の実態. 平成14年3月. 36) 小林登（主任研究者）：平成13年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）児童虐待および対策の実態把握に関する研究 総括研究報告書 児童虐待全国実態調査 2. 地域調査結果. 平成14年3月.
 - 34) Harriet I MacMillan C Nadine Wathen Jane Balow David M Fergusson John M Leventhal Heathal N Taussig: Interventions to child maltreatment and associated impairment. WWW. the lancetcom 373: p250-266, 2009.

- 35) Robin E Clark, Judith Freeman Clark Christine Adamec 著小野善郎 川崎二三彦 増沢高監修 門脇陽子 森田由美訳: 定義のジレンマ. The Encyclopedia of Child Abuse, 3rd ed. 子ども虐待辞典, p vii, 福村出版, 2009.
- 36) 日本子ども家庭総合研究所: 子ども虐待の手引き 平成17年3月25日改訂版. 有斐閣, 2005.
- 37) U.S. Department of Health and Human Services, Administration for Children and Families, Administration on Children, Youth and Families, Children's Bureau. : Child Maltreatment 2009. http://www.acf.hhs.gov/programs/cb/stats_research/index.htm#can.
- 38) DfE: Children In Need in England, including their characteristics and further information on children who were the subject of a child protection plan (2009-10 Children in Need census, - Final. <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STR/d000970/index.shtml>
- 39) NSPCC : Child abuse and neglect in the UK today. London, http://www.nspcc.org.uk/Inform/research/findings/child_abuse_neglect_research_PDF_wdf84181.pdf September 2011. http://www.nspcc.org.uk/Inform/research/findings/child_abuse_neglect_research_wda84173.html
- 40) 新潟県中央児童相談所: 新潟県における児童虐待の実態. 新潟県児童家庭課, 平成15年3月.
- 41) 鈴木昭: 特集こどもの権利 新潟県における児童虐待の実態. 新潟自治, 17: p19-22, 新潟自治研究センター, 2003.
- 42) Daro, D: デボラ・ダロへのインタビュー. シンデイ・L. ミラー-ペリン, ロビン・D・ペリン, 伊藤友里訳: 子ども虐待問題の理論と研究, p406-410, 明石書店, 東京, 2003.
- 43) 内田良: なぜ「虐待」は増加してきたのか—都市的な語りを超えて—. 子どもの虐待とネグレクト, 7: p 14-22, 2005.
- 44) 厚生労働省: 児童虐待関係の最新の法律改正について. <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2011/07/02.html>
- 45) 東京都歯科医師会・東京都福祉局: 被虐待児童の口腔内状況調査. 平成15. 4.30.
- 46) 新潟県歯科医師会 地域保健・障害者歯科センター: 児童相談所・児童養護施設歯科健診結果. 平成17年5月.
- 47) 芝田登美子 羽根司人 中井孝佳 石垣宏己 峰正博 森田一三 中垣晴男: 要保護児童のう蝕と生活習慣の状況. 子どもの虐待とネグレクト, 10: 25-34, 2008.
- 48) 佐野富子: 歯科健診を応用した施設入所被虐待児のセルフ・エスティーム啓発プログラム. 2008-2010 科学研究費基盤研究 (C), 科学研究費補助金研究報告書, 平成23年5月.
- 49) Becker DB, Needleman HL, Kotelchuck M: Orofacial trauma and its recognition by dentists. Journal of the American Dental Association, 97: 24-28, 1978.
- 50) Cairns AM, Jyq M, Welbury RR: Injuries to the head, mouth, and neck in physically abused children in a community setting. International Journal of Paediatric Dentistry, 15: 310-318, 2005.
- 51) Soldani F, Robertson S, Foley J: An audit of a child protection basic awareness programme within the dental hospital setting: Are we effective or not?. Child Abuse Review, 17: 55-63, 2008.
- 52) 宇賀麗 遠藤恵子 杉本久美子: 歯科保健医療職における児童虐待への意識と対応. 小児歯科学雑誌, 46: 407-414, 2008.
- 53) 都筑民幸: 子ども虐待の早期発見における臨床歯科法医学の果たす役割. 子どもの虐待とネグレクト, 11: 335-340, 2009.
- 54) Munro E: A Systems Approach to Investigating Child Abuse Deaths. British Journal of Social Work, 35: p531, 2005.
- 55) 鈴木昭 藤沢直子 笠井友治郎: 児童相談所は地域に何を伝えどのように連益していくか (第1報) —児童虐待通告受理時における初期対応の分析結果から—. 子どもの虐待とネグレクト, 8: 101-106, 2006.
- 56) 芝野松次郎: 子ども虐待ケースマネジメントマニュアル. p11, 明石書店, 2006.
- 57) 田邊泰美: イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク. p191, 明石書店, 東京, 2006.
- 58) アイリーン・ムンロー/屋代通子訳: 第2章子ども保護の今後の発展. 子ども虐待 介入と支援のはざままで「ケアする社会」の構築に向けて 小林美智子 松本智朗編著, 64-86, 明石書店, 2007.
- 59) 畠山由佳子: 家族維持を目的とした「正当な努力 (reasonable efforts)」に対する一考察—アメリカ・イリノイ州でのインタビュー調査結果をとおして—. 子どもの虐待とネグレクト, 9: 7-15, 2007.
- 60) 本間博彰ほか: 児童相談所における児童虐待対応の進行管理に関する研究. 平成15年度厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業) 児

- 童虐待に対する治療的介入と児童相談所の在り方に関する研究 分担報告書, 339-367, 2003.
- 61) 岩城正光 高橋蔵人 西山仁: 死亡事例を検証する ①刑事弁護から治療への連携. 子どもの虐待とネグレクト, 7: 182-189, 2005.
- 62) Munro E, Parton N: How far is England in the process of introducing a mandatory reporting system?. Child Abuse Review, 16: p5-16, 2007.
- 63) Kempe, CH, Silverman FN, Steele CBF, Droegmueller W, Silver HK, Denver: The battered-child syndrome. JMMA, 181: 105-112, 1962.
- 64) 汐見稔幸: 子どもが子どもでいられるために. 子どもの虐待とネグレクト, 8: 5-11, 2006.
- 65) 橋本和明: 虐待と非行臨床. 創元社, 大阪, 2004.
- 66) 斎藤学: 児童虐待と境界性パーソナリティ. 子ども虐待とネグレクト, 8: 304-305, 2006.
- 67) 杉山登志郎: 子ども虐待への包括的ケア—医療機関を核とした子どもと親への治療—. 子ども虐待とネグレクト, 11: 172-181, 2009.
- 68) 杉山登志郎: 発達障害の子供たち. 講談社現代新書, 2007.
- 69) Garbarino J, Kostelny K: Child maltreatment as a community problem. Child Abuse & Neglect, 16: 455-464, 1992.
- 70) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会: 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第7次報告 平成23年7月.
- 71) 鈴木昭: 藤沢直子 水品きく枝 馬場菜緒 堀井愛子 笠井友治郎: 裁判例にみる子ども虐待死家庭の実証的研究—パワレスな人々の支援に向けた evidence based practice (EBP) を目指して—. 子ども虐待とネグレクト, 10: 54-65, 2008.
- 72) 岡村重夫: 地域福祉論. 新装版, p69, 光生館, 東京, 2009.73) パットナム, R D, 柴内康文訳: 孤独なボウリング 米国コミュニティの崩壊と再生. p14, 柏書房, 東京, 2006.
- 73) パットナム RD, 柴内康文訳: 孤独なボウリング 米国コミュニティの崩壊と再生. P14, 柏書房, 東京, 2006.
- 74) ピエール・ブルデュ 加藤晴久 石井洋二郎 三浦信孝 安田尚訳: 実践理性 行動の理論について. 藤原書店, 2007.
- 75) リン, N, 筒井淳也, 石田光規, 桜井政成他訳: ソーシャル・キャピタル 社会構造と行為の理論. p53, ミネルヴァ書房, 京都, 2008.
- 76) Chavis, D M, Hogge, J H, McMillan, D W, & Wandersman, A: Sense of community through Brunswik's lens: A first look. Journal of Community Psychology, 14: 24-40, 1986.
- 77) 鈴木昭: 相談の社会化と子ども虐待のない福祉コミュニティの形成に関する実証的研究. 基盤研究 (C) 課題 番号: 20530504, 2008-2010.
- 78) Jack G, Jordan B: Social capital and child welfare. Children & Society, 13: 242-256, 1999.
- 79) Garbarino, J: The human ecology of child maltreatment: a conceptual model for research. Journal of marriage and Family, 39: 721-736, 1977.
- 80) Orford J: Community psychology theory and practice. John Wiley & Sons, Chichester, 1992.
- 81) Garbarino J, Kostelny K: Child maltreatment as a community problem. Child Abuse & Neglect, 16: 455-464, 1992.
- 82) Coulton CJ, Crampton DS, Irwin M, Spilsbury JC and Korbin JE: How neighborhoods influence child maltreatment: A review of the literature and alternative pathways. Child Abuse and Neglect, 31: 1117-1142, 2007.
- 83) Vison, T, Baldry, E and Hargeaves, J: Neighbourhoods, Networks and Child Abuse. British Journal of Social Work, 26: 523-543. 1996.
- 84) Powell DR: A neighbourhood approach to parent support groups. Journal of Community Psychology, 15: 51-62, 1987.
- 85) にいつ子育て支援センター育ちの森: <http://www8.ocn.ne.jp/~sodati/> 〒956-0035 新潟市秋葉区程島 2009.
- 86) 子育て応援施設ドリームハウス: 〒950-2054 新潟市西区寺尾東 3-9-30
- 87) Granovetter, M S: The strength of weak ties. American journal of sociology, 78: 1360-1380, 1973.
- 88) グラノヴェーター, M S, 大岡栄美訳: 弱い紐帯の強さ. 「リーディングス ネットワーク論 家族・コミュニティ・社会関係資本」野沢慎司編・監訳, p147, 勁草書房, 東京, 2006.
- 89) Daro, D: デボラ・ダロへのインタビュー. 「子ども虐待問題の理論と研究」シンディ・L. ミラー・ペリン, ロビン・D・ペリン, 伊藤友里訳, 406-410, 明石書店, 東京, 2003.
- 90) Hobbs C: Invited Commentary The prevalence of child maltreatment in the United Kingdom. Child Abuse and Neglect, 29: 949-951, 2005.